

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」

に対する公聴会の開催について

令和 7 年 7 月 1 4 日

国土交通省関東地方整備局では、「多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間編】」の変更に向けて検討を進めているところです。

このたび、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」を作成し、河川法第 1 6 条の 2 第 4 項に基づき神奈川県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしましたので、以下の公述人募集要領によりご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）を募集します。

なお、関東地方整備局ではお聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「多摩川水系河川整備計画（変更案）【大臣管理区間編】」を作成させていただきます。

公述人募集要領

1. 意見募集の対象

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」

2. 公述対象者

神奈川県、東京都に在住の方

3. 公述人募集期間

令和 7 年 7 月 1 4 日（月）～令和 7 年 7 月 2 4 日（木） 1 8 時 0 0 分必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

4. 応募方法

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」に対して、公述を希望される場合には下記いずれかの方法で以下 5. までご応募ください。

（1）国土交通省関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000048.html の応募フォーム

または京浜河川事務所ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index038.html の応募フォーム

（2）別添の応募用紙にご記入または下記①から⑤までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で送付

①氏名（ふりがな）

②住所

③電話番号

④ご希望の日時及び会場（第3希望までご記入ください。詳細は下記8.を参照ください。）

⑤意見の概要

※『応募用紙』（様式）を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。また、『応募用紙』のほかに、補足資料がある場合にはあわせて下記5.までご提出ください。

5. 応募先

○郵送の場合

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 流域治水課

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」公述人募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

045-503-4058

○電子メールの場合

ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

件名に「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」公述人募集 事務局宛と明記ください。

6. 注意事項

①ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。

②日本語でご記入ください。

③電話でのご応募は受け付けておりません。

④上記2.以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4.に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。

- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容

⑤公述に関する詳細は、別紙「『多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】』に対する公述にあたっての留意事項」をご確認ください。

7. 資料の入手方法等

①インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000048.html

京浜河川事務所ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index038.html

上記、国土交通省関東地方整備局ホームページまたは京浜河川事務所ホームページを検索いただきご確認ください。

②資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く 9 時 30 分から 17 時 00 分まで、一部施設は下記※記載のとおり）は、以下の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」、「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」、の入手・縦覧が可能です。

- ・ 関東地方整備局文書閲覧室（埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 合同庁舎 2 号館 17 階）
- ・ 京浜河川事務所 1 階ロビー（神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央 2-18-1）
- ・ 京浜河川事務所 田園調布出張所（東京都大田区田園調布本町 31-1）
- ・ 京浜河川事務所 多摩出張所（東京都稲城市大丸 3117-1）
- ・ 京浜河川事務所 多摩上流出張所（東京都福生市南田園 3-64-2）
- ・ 大師河原干潟館（神奈川県川崎市川崎区大師河原 1-1-15 [大師河原河川防災ステーション内]）

※開館日時は水・木・土・日・祝日 10 時 00 分～16 時 00 分

- ・ ニヶ領せせらぎ館（神奈川県川崎市多摩区宿河原 1-5-1）

※開館日時は火・水（第 2・4）・木・金曜日 10 時 00 分～16 時 00 分 および土・日・祝日 9 時 00 分～16 時 00 分

8. 公聴会開催日時及び開催会場

○開催日時

令和 7 年 8 月 3 日（日）～4 日（月）の 2 日間

① 10 時 30 分～12 時 00 分、② 13 時 00 分～14 時 30 分、③ 15 時 00 分～16 時 30 分のうち、ご希望の時間帯

○開催会場

以下の 4 会場での開催となります。

会場①：大師河原干潟館

神奈川県川崎市川崎区大師河原 1-1-15

会場②：川崎市生活文化会館てくのかわさき（8/3 展示室、8/4 会議室）

神奈川県川崎市高津区溝口 1-6-10

会場③：狛江エコルマホール（狛江市民ホール）展示・多目的室

東京都狛江市元和泉 1-2-1

会場④：立川市女性総合センター 第 3 学習室

東京都立川市曙町 2－3 6－2

- ・開催日時のうち、ご希望の日時を第 3 希望までご記入ください。また、ご希望の会場もご記入ください。
- ・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、その結果、第 3 希望までで調整がつかなかった方には、日時や会場の調整のため、事務局から日程調整の連絡をさせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・公述人への発表日時等の連絡については、令和 7 年 7 月 2 9 日（火）頃までに行う予定です。応募フォームにメールアドレスを記載、電子メールにてお申し込みいただいた方については電子メールにてご連絡を行います。応募フォームにメールアドレスを非記載、郵送または FAX にてお申し込みいただいた方は郵送にてご連絡を行います。

9. その他

公聴会は、公開で行いますので傍聴が可能です。詳細については、公述人の募集終了後に改めてお知らせします。

なお、公述人の募集がなかった会場・時間帯には公聴会は実施いたしませんのであらかじめご了承ください。

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 流域治水課

TEL：0 4 5－5 0 3－4 0 0 0（代表）

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」

に対する公述にあたっての留意事項

「多摩川水系河川整備計画（変更原案）【大臣管理区間編】」について、河川法第16条の2第4項に基づき神奈川県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きするものです。

（公述にあたって留意事項）

- （1）公述は、お一人につき2日間のうち1日、4会場のうちいずれか1会場において1回とします。
- （2）公述は、お一人につき10分以内を目安に行っていただく予定です。ご意見を発表いただける方（以下「公述人」という。）には、後日事務局から発表いただける時間を通知させていただきます。
なお、当日は次の公述人の方がお待ちになられておりますので時間厳守をお願いします。
- （3）公述は、公開で行います。
- （4）関係住民の皆様からいただいたご意見については個別にお答えできませんので、その旨ご了承ください。
- （5）公述人には、後日、事務局から受付時間を連絡いたします。その時間までに会場にお越しください。京浜河川事務所からの概要説明後、意見の発表となります。
- （6）公述人は、受付で運転免許証などご本人とご住所が確認できるものをご提示ください（代理人による陳述は出来ません）。
- （7）公述人は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表してください。

（公表）

- （1）『応募用紙』については、個人情報が含まれる部分を除いた公表用の部分をコピーしたものを、会場で配布するなど公開します。
- （2）公述の状況については、事務局の記録として撮影及び録音を行います。
- （3）いただいたご意見は、事務局で聴き取れる範囲で文字起こしを行い、後日関東地方整備局ホームページで公開する予定です。

